

## 資料1

### 山武市地域振興基金運用益の活用方法について

山武市地域振興基金運用益（以下、「運用益」という。）の活用について、各地区地域審議会からの意見・提案並びに各地区会長・副会長会議での意見を踏まえ、次の方針により適正且つ効果的に活用することとします。

#### 1. 基金の処分に関する取扱いについて

山武市地域振興基金（以下、「基金」という。）の運用から生ずる収益を活用し、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充て、計画的、継続的な事業展開を図ることとします。

但し、基金の原資については、合併特例債を活用して調達しているため、債務の償還が完了しない限りは、取り崩しはしないこととします。

#### 2. 運用益を活用する事業について

運用益を活用する事業の対象は、山武市地域振興基金条例（平成18年6月29日、条例第154号）及び各地区地域審議会での意見を踏まえ、次のとおりとします。

##### 《運用益を活用する事業の範囲》

##### ①市民の連帯の強化となるもの

- ・各種イベント開催事業
- ・新しい文化の創造に資する事業
- ・その他一体感の醸成に資する事業

##### ②地域振興を推進するもの

- ・地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業
- ・地域活性化事業
- ・市民の主体的な活動を促進する事業
- ・その他特色ある地域振興に資する事業

##### ③市民協働の推進に関するもの

##### ④その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認められるもの

また、事業の実施については、運用益の処分に関する取扱要領等を定め、その規定に基づき取り扱うこととします。

##### 《規定する主な事項》

- ①運用益を活用する事業の範囲
- ②運用益を活用する事業の財源及びその額
- ③運用益を活用する事業の選考方法
- ④地域審議会の役割 等

#### 3. その他

平成22年度事業については、③市民協働の推進に関するものとして、市民提案型まちづくり事業に4,000千円を計上しています。

なお、他の事業については、平成22年度に取扱要領等に基づく事業計画を作成し、各地区地域審議会の意見を踏まえた上で事業計画を決定し、平成23年度からの事業実施を予定しています。